

平成 2 1 年度監察結果の概要

平成 2 2 年 3 月
国 土 交 通 省
大臣官房監察官室

実施状況

官紀の保持、行政情報の管理等及びに安全と安心のためのソフト対策についての取組状況を把握するため、以下の監察事項について地方支分局等を対象に平成 2 1 年 7 月から 1 0 月にかけて現地監察を実施した。これらの現地視察を踏まえてとりまとめた平成 2 1 年度監察報告の概要は以下のとおり。

< 監察事項 >

- I 官紀の保持に係る取組
- II 行政情報の管理等に係る取組
- III 安全と安心のためのソフト対策に係る取組

< 対象機関 >

- 東北、関東、中部、中国、四国の各地方整備局及び北海道開発局
- 北陸信越、中部、近畿、九州の各地方運輸局
- 内閣府沖縄総合事務局（運輸部）
- 国土技術政策総合研究所

I 官紀の保持に係る取組

【総論】

国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程、官製談合防止法等については、職員向けホームページへの掲載、研修・講演等の受講等各種の方法により適切に周知されており、届出の受理、承認等の各種手続は適正に実施されていることを確認した。また、これらに違反する行為に関する情報入手手続きについても適切に整備されていることを確認した。さらに、事業者の執務室への出入り制限等これらを遵守するための執務環境の整備に配慮していることも確認した。一方、各地方支分部局等の具体的な取組内容については差が見られるとともに、独占禁止法等の認識が低いものも一部に見られたので、他機関の取組を参考にしつつより一層の取組の強化を図るとともに、職員個々の倫理感の醸成・保持に効果のあるセルフチェックを積極的に実施すること等を意見として提示している。なお、不祥事の続いた北海道開発局については、職員の意識改革等に係る取組に積極的に取り組んでいることを確認した。

行政対象暴力・不当要求対策については、適切に周知され、対応されていることを確認したが、警察機関との連携に不十分な点が見られたので、速やかな連絡・対応ができる体制の整備を意見として提示している。

【報告】

1. 国家公務員倫理法等に係る取組に関する事項

(1) 職員の職務に係る倫理の保持のための体制等の整備状況

届出の受理及び申請に対する承認等の各手続は適正に実施されている。

なお、倫理に係る具体的な相談体制についての職員への周知は不十分と認められる。

(2) 国家公務員倫理法等の周知等の状況

① 国家公務員倫理法等の周知状況

国家公務員倫理法等については、常時利用できる職員向けホームページへの「国家公務員倫理教本」等の掲載や研修、講演会の受講などにより適切に周知されている。

北海道開発局においては有資格業者等に対し協力を依頼、国土技術政策総合研究所においては共同研究者を利害関係者と位置づけ国家公務員倫理法等に従い適切に対応とそれぞれ独自の取組が行われている。

② 国家公務員倫理週間等の実施状況

国家公務員倫理週間については、公務員倫理に係る職員の意識を高めることを目的にポスターの掲示など適切に実施されているが、職員自ら意識確認を行う倫理法・倫理規程セルフチェックシートによるセルフチェックの実施は半数に満たない状況であるなど各機関の取組に差が見られる。

(3) 国家公務員倫理法等違反の疑いのある職員の行為に関する情報の入手に係る手続の状況

地方整備局及び北海道開発局においては、国家公務員倫理法等違反の疑いのある職員の行為に関する情報について、発注者綱紀保持規程に抵触する行為に係る職員からの報告窓口の報告の対象にしており、同情報に係る職員からの通報窓口は設置されている。また、北海道開発局においては、職員以外からの通報窓口も設置されている。

2. 発注者綱紀保持等に係る取組に関する事項

(1) 発注者綱紀保持規程等の施行状況

① 発注者綱紀保持規程等の周知状況

発注者綱紀保持規程等については、制定、改正の都度、文書による通知や各種会議のほか研修等により適切に周知されている。なお、発注者綱紀保持の徹底のため職員を指導するコンプライアンスインストラクターについては養成に努めるとしている。

② 発注者綱紀保持規程に抵触する事実に関する報告制度等の運用状況

発注者綱紀保持規程に抵触する事実に関する報告窓口及び事業者等からの不当な働きかけに係る報告制度について職員へ周知し適切に運用している。さらに、執務室への出入り制限措置等事業者による営業等の訪問に対応するための執務環境を整備している。

(2) 官製談合防止法に係る周知状況

官製談合防止法については研修を受講させるなど周知に努めている。

(3) 北海道開発局における不正行為防止対策の実施状況

北海道開発局においては、「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」を策定し、職員のコンプライアンスの徹底（具体的には職員の意識改革の徹底）に係る取組が進められている。開発建設部長などの幹部職員は国家公務員倫理法等、官製談合防止法及び独占禁止法について認識を有しており、職場内ミーティングの実施など強化計画の実現に積極的に取り組んでいる。

(4) 車両管理業務発注担当職員の意識調査等

地方整備局及び北海道開発局発注の車両管理業務に関する独占禁止法違反事件に関連して行った調査において、車両管理業務発注担当の職員の中に官製談合防止法及び独占禁止法に関し低い認識にある者が一部に見られることが明らかになった。

3. 行政対象暴力・不当要求対策に係る取組に関する事項

(1) 行政対象暴力及び不当要求対策に係る周知等

不当要求行為等の防止に関する対応要領の制定などに関する通知については、文書による通知や会議における説明などにより適切に周知しており、不当要求行為等対策については、対応要領を定め同要領に沿って対応していることを確認した。

(2) 不当要求防止責任者の選任

不当要求防止責任者は適切に選任されている。なお、都道府県暴力追放運動センター等が行う不当要求防止責任者講習会の未受講者が見られたが、できるだけ早く受講させるとの回答を得ている。

(3) 外部専門機関（特に警察機関）との連携状況

警察機関との連携については、中国地方整備局、四国地方整備局を除き、転任の際の管轄の警察署への挨拶など多くは形式的なものとなっており、警察機関へ速やかに連絡を行うなどの十分な連携が図られているとは言い難い状況にある。

【提示意見】

ア 倫理に関する具体的相談体制を職員に対し改めて明確に示すとともに、国家公務員倫理審査会作成の倫理法・倫理規程セルフチェックシートを活用したeラーニングの導入や倫理法・倫理規程セルフチェックシートによるセルフチェックを積極的に実施するなどにより、職員個々の倫理感の醸成及び保持に一層努めること。

また、地方整備局及び北海道開発局においては、発注者綱紀保持規程に抵触する行為に係る報告窓口の報告の対象に、国家公務員倫理法等違反の疑いのある職員の行為に関する情報を加えたことを職員に対し改めて周知し、国家公務員倫理法等違反に係る端緒情報の収集に努めること。

イ 国家公務員倫理週間における各機関の取組については差が見られるところであり、他機関の取組を参考にして、一層の公務員倫理に係る職員の意識の向上に努めること。

- ウ 地方整備局においては、北海道開発局が進めている北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画における職員に対するコンプライアンスへの取組の強化に係る実施例を参考に発注者綱紀保持の取組を推進すること。
- エ 北海道開発局においては、平成21年6月の同局発注の車両管理業務に関する公正取引委員会の改善措置要求を受けた再発防止策を含め引き続きコンプライアンス強化等の取組を促進すること。
- オ 地方整備局及び北海道開発局においては、入札契約業務に携わる職員に対する官製談合防止法に係る研修等に独占禁止法の内容を加えるなどの充実を図るとともに一般の職員に対しても両法令に係る知識を習得させるよう努めること。
- カ 不当要求行為があった場合に速やかに連絡・対応ができるよう、各警察本部又は所轄警察署の担当部局を明確にしておくこと。

II 行政情報の管理等に係る取組

【総論】

行政文書の管理に係る体制の整備等は、行政文書の電子的方法による管理、行政文書ファイル管理簿の整備・更新、文書管理者の指名等おおむね適切に行われていることを確認したが、一方で、すべての地方支分部局等で記載漏れ又は記載誤りが多数見受けられ、一部の地方支分部局で廃棄すべき文書の廃棄漏れ、国立公文書館への文書移管基準の認識不足が見られたので、文書管理の再確認を意見として提示している。

情報公開については、情報公開窓口を開設し、個人情報保護の制度と一元的に運用し、行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧の用に供し、請求者の求める文書の特定、開示がおおむね適切に実施されていることを確認したが、一部運用に不適切な点も見られたので、情報公開制度の周知徹底と実施体制の強化により一層の努力を求める意見を提示している。

個人情報の取扱いは、利用目的の特定・明示、保有個人情報の開示・訂正等については適切に行われていることを確認したが、一部地方支分部局等で、保有個人情報の漏えい等が発生しており、また、その取扱状況が記録されておらず、関係業務を委託する場合に契約図書に必要事項が記載されていない例等が見受けられたため、改善を求める意見を提示している。

情報セキュリティポリシーに係る取組については、体制の整備、規定等の職員への周知等おおむね適切に行われていることを確認したが、一部の地方支分部局等において、セキュリティ維持等のための自己点検結果についての評価が適切に行われていなかったため、その改善を意見として提示している。

【報告】

1. 行政文書の適切な管理に係る取組

(1) 文書管理に係る体制の整備状況

文書管理規則に基づき、副総括文書管理者の指定及び各課等の文書管理担当者の指名が行われている。

(2) 行政文書分類基準表の作成状況

文書管理規則に基づき、行政文書分類基準表が作成されているが、九州運輸局において保存期間の欄が一部空欄のものがあつた。

(3) 行政文書ファイル管理簿の整備状況

北陸信越運輸局、国土技術政策総合研究所を除き、年1回以上の更新がされていることを確認した。

作成された行政文書ファイルが行政文書ファイル管理簿に記載されていることを確認したが、四国地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局（運輸部）において、記載漏れがあった。また、近畿運輸局において、作成されていない行政文書ファイル1件が行政文書ファイル管理簿に記載されていた。

すべての地方支分部局等において、「廃棄」の記載漏れ又は誤記載等が多数見受けられた。

(4) 行政文書の電子的方法による管理の状況

中国地方整備局（港湾空港担当部署）を除き、行政文書が電子的方法により管理されていることを確認した。

(5) 書庫等における行政文書ファイルの保存の状況

書庫等がおおむね適切に整理されていることを確認したが、北陸信越運輸局及び北海道開発局において整理整頓が不十分で行政文書ファイルと行政文書ファイル以外の資料とが混在していた。

(6) 秘密文書の保管の状況

秘密文書が施錠して金庫等に適切に保管されていることを確認した。

(7) 国立公文書館への文書移管基準の認識状況

地方支分部局等においては、大臣官房総務課からの指示を受けて移管対象文書の確認を行っているが、東北地方整備局、関東地方整備局（港湾空港担当部署）、中部地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、中部運輸局及び近畿運輸局においては、文書管理担当課において当該基準が明確には認識されていなかった。

(8) 行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイルの保存状況及び廃棄に当たっての複数者の確認による誤廃棄の防止状況

行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイルが、適切に保存され、保存期間が満了した行政文書ファイルは、複数者による確認をして廃棄されていることを確認したが、関東地方整備局、中国地方整備局、北海道開発局、近畿運輸局において、保存期間満了時期を経過し廃棄すべき行政文書ファイルで廃棄されていないものがあった。

2. 情報公開に係る取組

(1) 研修、講習会等への派遣等、情報公開制度の職員への教育研修の状況

情報公開制度に関する研修、講習会等を自ら主催し又は他の機関が主催するものに職員を派遣する等により、職員教育が行われていることを確認した。

(2) 行政文書ファイル管理簿の閲覧等の状況

東北地方整備局（港湾空港担当部署）、北陸信越運輸局を除き、行政文書ファイル管理簿を、一般の閲覧に供していることを確認した。

（３）窓口の開設状況

窓口担当者、閲覧スペース等を設け、情報公開窓口が開設されていることを確認した。

（４）開示請求に係る対象文書の特定の徹底、情報公開と個人情報保護の両制度の一元的対応、進行管理の徹底による期限等の遵守の状況

対象文書の特定においては、請求者の求めるものをおおむね適切に特定して開示決定されているが、対象文書を、過去の請求において開示済みのため、新たな文書は存在しないとして不開示決定したが、同一の文書を重複して開示する必要があった事例が近畿運輸局において平成１８年度に１件あった。

また、情報公開と個人情報保護の両制度の窓口を一元化し、開示請求の進行管理等が適切に行われ期限等が遵守されているが、請求者本人に係る行政文書を、個人情報保護法に基づく開示請求制度の説明をせずに個人識別情報であることを理由に不開示決定した事例が関東地方整備局において平成１９年度に１件、近畿運輸局において平成１８年度に２件、平成１９年度に３件あった。

（５）不開示決定に際しての理由付記、公益裁量開示、手数料の減免等の状況

不存在を理由に不開示決定をした際に、不存在に係る要因が付記されていない事例が、中部地方整備局において平成２０年度に５件、中国地方整備局において平成２０年度に１件あった。

なお、公益裁量開示及び手数料の減免の申請の実績はなかった。

３．個人情報の保護に係る取組

（１）個人情報の管理体制の構築状況

東北地方整備局、関東地方整備局（港湾空港担当部署）、中部運輸局及び近畿運輸局において、保護管理者の代理及び保護担当者の代理とも未指定であったほか、四国地方整備局及び北海道開発局において、一部の部署で保護担当者の代理が未指定であった。

北陸信越運輸局及び国土技術政策総合研究所において、個人情報保護に関する研修等は行われていなかった。

（２）個人情報の利用目的の特定等の状況

個人情報の保有に当たっての利用目的の特定、本人から直接書面で個人情報を取得する際の利用目的の明示、利用目的以外の目的での保有個人情報の利用又は提供について、法令に従い適切に実施していた。

(3) 個人情報ファイル簿作成等の状況

北陸信越運輸局の保有個人情報の開示請求窓口において、閲覧できるような措置が執られていなかった。また、北陸信越運輸局及び近畿運輸局において、ウェブサイト上での公表が行われていなかった。

(4) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況

保有個人情報の開示請求、訂正請求について、法令に従い適切に実施していた。なお、利用停止請求については事例がなかった。

(5) 保有個人情報の取扱いの状況

保有個人情報の取扱いは適切に行われているものの、その具体的な方法については、一部を除き運用等を明示的に定めておらず、保護担当者に委ねられていた。また、保有個人情報の取扱状況の記録については、東北地方整備局、関東地方整備局（港湾空港担当部署以外）、北陸信越運輸局、国土技術政策総合研究所（一部）及び沖縄総合事務局（運輸部）において、実施されていなかった。

(6) 保有個人情報の取扱いに係る業務の委託等の状況

関東地方整備局、北海道開発局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局において、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合等に契約書に明記すべき事項が記載されていない事例が見受けられた。

(7) 安全確保上の問題への対応状況

平成18年度から平成20年度の3年間に15件の保有個人情報の漏えい等の事例が発生していた。そのうち中部運輸局の2件については、総括保護管理者への誤廃棄の報告がなされていなかった。

4. 情報セキュリティポリシーに係る取組

(1) 情報セキュリティ対策委員会等の設置の状況

地方支分部局情報セキュリティ対策委員会等、システム管理者・システム管理要員・情報セキュリティ担当者は適切に設置されていた。

(2) 各種連絡網の整備等の状況

システム管理者・システム管理要員・情報セキュリティ担当者に対する連絡網の整備や、緊急時における予備の連絡担当者の指名について確認したが、中国地方整備局、四国地方整備局において、一部の担当者が名簿に記載されていなかった。また、中国地方整備局、中部運輸局において、予備の連絡担当者が指名されていなかった。

(3) 各種規定等の整備の状況

情報セキュリティ対策実施、電子計算機のセキュリティ維持、通信回線

を介して提供するサービスのセキュリティ維持に関する規定については適切に整備・周知されていた。また、自己点検票・自己点検の実施手順の整備、自己点検の指示、自己点検結果の評価について確認したが、関東地方整備局、北陸信越運輸局、近畿運輸局において、自己点検の実施結果の評価が行われていなかった。また、国土技術政策総合研究所は、一部の部署を対象とした評価が行われていなかった。

(4) 職員への周知等の状況

職員の私物パソコンの適切な管理についての再点検、無許可ソフトウェアの導入の禁止、重要な情報の外部への持ち出し禁止等について、職員へ適切に周知されていた。また、情報セキュリティ対策の教育を目的とする研修、講演会等に職員を受講させていた。

【提示意見】

- ア 地方支分部局等においては、各課等の行政文書ファイル管理簿に誤りがないか確認するとともに、前年度の行政文書ファイルの作成、廃棄及び保存期間の延長が適切に行政文書ファイル管理簿に反映されているか、書庫が整理・整頓されているか及び保存期間が満了しているにもかかわらず廃棄されていない行政文書ファイルが存在しないかを確認すること。
- イ 行政文書の電子的方法による管理を行うこと。(中国地方整備局(港湾空港担当部署))
- ウ 地方支分部局等においては、研修、講習会等により情報公開制度の周知徹底及びマニュアルの充実等実施体制の強化に努め制度の適切な運用を図ること。
- エ 保護管理者の代理及び保護担当者の代理を指名すること。(東北地方整備局、中部運輸局、近畿運輸局)
- オ 保有個人情報の重要度に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録すること。(東北地方整備局、関東地方整備局、北陸信越運輸局、国土技術政策総合研究所)
- カ 保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合、個人情報に関する秘密保持等の義務等の必要事項を契約図書に明記すること。(関東地方整備局、北海道開発局、北陸信越運輸局、近畿運輸局)
- キ 保有個人情報の漏えい、滅失、き損等の事案が発生した場合に、事案の発生した経緯、被害状況等の調査結果について、総括保護管理者に報告すること。(中部運輸局)
- ク 「国土交通省情報セキュリティポリシー」に基づき情報セキュリティ担

当者等の連絡網を整備すること、緊急時における予備の連絡担当者を指名すること。（四国地方整備局、中部運輸局）

ケ 「国土交通省情報セキュリティポリシー」に基づき自己点検の実施結果を評価すること。（関東地方整備局、北陸信越運輸局、国土技術政策総合研究所）

【推奨事例】

（１）関東地方整備局の電子システムを用いた文書管理に係る取組

関東地方整備局では、利根川下流河川事務所、宇都宮国道事務所等において、電子システム（「電子書庫システム」）を用いて行政文書ファイル管理簿の登載や行政文書ファイルの貸出し、返却等の管理を行う体制を構築するとともに、文書管理担当者等に対する説明会を開催し、登録漏れや文書の紛失が発生しないよう取組を行っている。この電子書庫システムにおいては、資料（行政文書）の貸出し及び返却は、必ずシステムを使用して行わなければならない、システム上で管理されることとなっているため、行政文書ファイルが紛失したり、所在不明となったりする可能性が大きく軽減されるという利点がある。

（２）近畿運輸局の決裁前に検討部会が助言することによる情報公開体制の強化に関する取組

近畿運輸局では、情報公開体制の強化を図るため、「近畿運輸局情報公開検討部会（以下、「部会」という。）を設置し、個別の行政文書開示請求に関して、「行政文書開示請求書の妥当性」、「開示請求対象行政文書の特定」、「行政文書の開示・部分開示及び不開示・存否応答拒否の決定判断の妥当性」等を対象として助言等を行っている。

部会は、総務部次長（部会長）、広報広聴対策官、総務課長、総務課長補佐、総務課専門官（情報公開担当）、総務課係長（情報公開担当）、主務課長、主務課課長補佐（又は専門官）で構成し、支局等が主務となる事案は本局の当該業務担当課が構成員となり、主務課が開示請求対象文書の特定を行い「開示・部分開示及び不開示・存否応答拒否」の決定について作成した課内決裁案について、助言等を行うこととしている。

平成19年5月に部会を設置し、平成19年度は11回、平成20年度は3回、平成21年度（11月末現在）3回開催されている。

事務処理の迅速化、効率化を図ることを目的として、主務課と窓口課の各担当者に部会構成員が第三者的な助言を加える体制を構築することにより、限られた組織機構の中で、複数チェックによる適確な情報公開制度の

運営を図るものとして工夫した取組といえる。

(3) 個人情報の保護に関する独自運用の策定と職員への周知の取組

中部地方整備局では、平成18年2月に「行政機関の保有する個人情報の適正な取扱いのために」を作成し、職員に周知している。

この中では、行政機関個人情報保護法の概要を示すとともに、個人情報指針において保有個人情報の管理方法に関して「保護担当者の指示に従う」とだけ示されている事項について中部地方整備局の独自運用を定め、具体的な取扱方法や解説を示すことにより、職員が最低限把握しておくべき基本的事項について、容易かつ体系的に理解し、具体の行動に移しやすくする工夫がなされている。

なお、「行政機関の保有する個人情報の適正な取扱いのために」の中に書かれている内容には中部地方整備局の独自の運用も含まれているため、他の地方支分部局等で参考にする際には注意が必要である。

(4) 幅広い職員を対象とする情報セキュリティ対策の研修等に関する取組

職員の情報セキュリティ対策への理解を深めるために、東北地方整備局においては、新規採用職員のみならず、新任の副所長、事務所課長・出張所所長、係長、情報システム担当職員等を対象に研修を行うとともに、国土技術政策総合研究所においては、情報システム担当者、新規採用職員、異動職員、交流研究員、非常勤職員を対象に講習を行っており、情報システム担当職員に限らず幅広い職員を対象とする研修等が行われている。

Ⅲ 安全と安心のためのソフト対策に係る取組

【総論】

業務継続計画（BCP）の策定・見直し等、地方支分部局本局庁舎の耐震性能等の確保、食料等の備蓄については、おおむね適切に実施されていることを確認したが、一部の事務所においてはBCPが策定されておらず、東北及び中国地方整備局では耐震性能が確保されておらず、さらに北海道開発局並びに北陸信越、近畿及び九州運輸局では必要な備蓄量が確保されていなかったため、その改善を意見として提示している。また、関東及び四国地方整備局では、社会資本整備の直接の担い手である建設業者へのBCP策定に係る支援に取り組んでおり、推奨事例として取り上げている。

災害・事故時の情報提供及び平時における広報活動に係る取組については、防災用語、水防、道路交通、鉄道輸送、外国人旅客対応の各分野において適切に実施されていることを確認したが、水防に関し浸水想定区域の指定が未指定のものが一部見られたので、その早急な指定を意見として提示している。

【報告】

1. 業務継続計画に係る取組に関する事項

(1) 本局及び事務所等における業務継続計画の策定状況

本局においては、すべての地方整備局、地方運輸局及び北海道開発局で業務継続計画は策定済みであり、事務所等においても、今年度中にすべて策定予定であることを確認した。

(2) 本部長代行権限委任状況

本部長の権限委任については、すべての地方整備局、地方運輸局及び北海道開発局で定められており、権限委任代理者の参集時間についても適切に対応されている。

(3) 本局における庁舎の耐震化や非常電源設備の確保状況

本局庁舎については、東北及び中国地方整備局を除いて必要な耐震性能が確保されていたが、両局についてもバックアップ機能は確保されていることを確認した。北陸信越運輸局においては、現庁舎は必要な耐震性能が確保されてはいないが、移転後は必要な耐震性能が確保される予定であることを確認した。また、非常電源設備については、すべての地方整備局、

地方運輸局及び北海道開発局で確保されていた。

(4) 本局における食料・飲料の備蓄の状況

食料・飲料の備蓄状況については、すべての地方整備局及び中部運輸局において必要量が確保されていた。北海道開発局、北陸信越、近畿及び九州運輸局においては、BCPに規定された備蓄量が確保されていなかったが、北海道開発局及び近畿運輸局においては、平成21年度中に必要量を確保する予定であることを確認した。

(5) BCPの見直しに係る取組の状況

BCPの見直しに係る取組の状況については、平成20年度においては、すべての地方整備局、地方運輸局及び北海道開発局において訓練が実施されており、訓練結果等を踏まえたBCPの見直しが適切に実施・検討されていた。

(6) 建設業者への支援の状況

建設業者へのBCP策定に係る支援状況については、関東地方整備局では、建設会社によるBCP策定の進捗状況を確認するとともに、事業継続力認定制度を創設し建設会社におけるBCP策定を促進させるなどの取組を実施していた。また、四国地方整備局においても、「建設業BCP懇談会」を設立し、建設関連企業のBCP策定について啓発・普及の支援に取り組んでいた。

2. 災害・事故時の情報提供及び平時における広報活動に係る取組

(1) 分かりやすい防災用語等への改善に係る取組状況

洪水時に関する防災情報体系を見直し、分かりやすい防災用語等へ改善する取組については、すべての地方整備局及び北海道開発局で住民等への周知が行われ、平成21年3月末時点で指定されているすべての洪水予報指定河川について情報システムの変更がなされていることを確認した。

(2) 水防に関する地方公共団体への支援措置の実施状況

国土交通省管理の洪水予報河川及び水位情報周知河川の浸水想定区域については、東北地方整備局の19河川、関東地方整備局の3河川を除いてすべて指定がされており、これらの河川についても平成22年3月末までに指定予定であることを確認した。また、市町村に対する洪水ハザードマップ作成に必要な技術情報の提供については、適切に実施されていた。

(3) 道路の通行規制開始・解除に関する情報提供に係る取組状況

異常気象時における道路の事前通行規制開始・解除に関する情報提供については、道路標識及び道路情報板等によって適切に行われていた。

(4) 輸送障害発生時における鉄道利用者への情報提供の状況

輸送障害発生時の鉄道利用者への情報提供については、管内の鉄軌道事業者に対し、公文書による通知や鉄軌道保安推進会議などの会議の場で周知徹底を図るとともに、定期監査や鉄軌道保安推進会議などの会議の場で各鉄道事業者の取組状況のフォローアップを行っていた。

(5) 災害時等の鉄道事業者における代替輸送機関との連携状況

災害時等の鉄道事業者における代替輸送機関との連携については、管内の鉄軌道事業者に対し、公文書による通知や鉄軌道保安推進会議などの会議の場で周知徹底を図るとともに、定期監査や鉄軌道保安推進会議などの会議の場で各鉄道事業者の取組状況のフォローアップを行っていた。

(6) 外国人旅客の利用が多い公共交通機関における外国語等による案内情報提供の実施状況

外国人旅客の利用が多い公共交通機関における外国語等による案内情報提供の実施については、外客旅行容易化法の適用を受けるすべての公共交通事業者から、情報提供促進実施計画の届出を受理しており、届出された計画の実施状況について、毎年フォローアップを実施していた。

【提示意見】

ア 地方支分部局の事務所等においてBCPを策定していないところは、早急に策定すること。(東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局、北海道開発局、北陸信越運輸局)

イ 地方整備局で耐震化対策を必要とする庁舎においては、災害時に地方の防災拠点として機能することになるため、できる限り早期の耐震化対策の実施等必要な措置を検討すること。(東北地方整備局、中国地方整備局)

ウ 食料・飲料について真に必要な備蓄量を見直し、その備蓄量を確保すること。また、そのために必要な保管場所等を確保すること。(北海道開発局、北陸信越運輸局、近畿運輸局、九州運輸局)

エ 浸水想定区域の指定については、引き続き早急な指定に努めること。(東北地方整備局、関東地方整備局)

【推奨事例】

関東地方整備局は、建設会社におけるBCPの策定状況についてアンケート

トによりフォローアップを行うとともに、建設業者が備えている災害時の基本的な事業継続力について6つの視点から評価を行い、適合した建設会社に対して認定書を交付する認定制度を立ち上げている。

また、四国地方整備局においては、四国4県、大学機関、建設協会等により構成される「建設業BCP懇談会」を設立し、建設関連企業のBCP策定について啓発・普及の支援に取り組んでいる。

こうした取組は、災害発生時の工事の継続に加え、応急的対応や災害後の復旧活動にも対応する必要がある建設業者の事業継続性を確保する上で有効であると考えられる。